

焼津市コンベンション及びスポーツ合宿等事業補助金（概要）

焼津市では、各種大会や集会などのコンベンション、生徒や学生等のスポーツ・文化活動の合宿誘致を促進して観光の振興や地域経済の活性化を図るため、一定の条件のもとコンベンションや合宿を開催する団体に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

1) コンベンション開催に対する補助金について

《対象》

- ・静岡県外から参加者のあるコンベンション（各種の大会、会議、展示会、博覧会、見本市その他の集会で、単に親睦・慰安を目的とするものや自己の利益のために行うものを除く。）であること。
- ・焼津市内のホテル、旅館等への宿泊を伴い、宿泊数を合計した数が100泊以上となること。
- ・焼津市内を主会場に開催されるものであること。

《補助金額》

- ・延べ宿泊数×1,000円（上限：50万円）∴補助額＝100千円～500千円

※延べ宿泊数とは、宿泊数の合計のことです。例）50人×2泊＝延べ100泊

2) スポーツ・教養文化活動合宿等開催に対する補助金について

《対象》

- ・焼津市外の学校等（幼稚園、小学校、中学校、高校、短大、大学、専修学校）の幼児、児童、生徒又は学生で構成する団体（所在地が近隣市町（静岡市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町をいう。）であるものを除く。）が行うスポーツ活動又は教養文化活動のために実施する合宿であること。
- ・焼津市内のホテル、旅館等への宿泊を伴い、宿泊数を合計した数が10泊以上となること。
- ・焼津市内または近隣市町内の施設等を利用して行うものであること。

《補助金額》

- ・延べ宿泊数×1,000円（上限：30万円）∴補助額10千円～300千円

※延べ宿泊数とは、宿泊数の合計のことです。例）5人×2泊＝延べ10泊

その他の要件等（※詳細は、補助金交付要綱をご参照ください）

- ・国又は地方公共団体が、主催又は共催するものでないこと。
- ・政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で定める暴力団又はその構成員が役員となっている団体が開催するものでないこと。
- ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものでないこと。
- ・この制度に基づく補助金以外の補助金等を受けていないこと。
- ・アンケート調査やパンフ配布等へのご協力（任意）。

申請方法

あらかじめ、次の書類を提出してください。審査後、補助額を決定し、通知します。

(1)補助金交付申請書（第1号様式）

(2)事業計画書

(3)宿泊計画を示す書類

(4)収支予算書

(5)その他の参考資料（パンフレットやプログラムなど）

※詳細は、以下の URL から焼津市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/kanko/info/1-5-2019ver.html>

補助金は、事業終了後に提出していただく宿泊証明書などの実績報告を確認し、補助額を確定し、指定された金融機関にお振り込みいたします。

【お問い合わせ】焼津市交流推進部 観光交流課

〒425-8502 静岡県焼津市本町 2-16-32

T E L : 054-626-2155 (観光交流担当)

F A X : 054-626-2188

メール : kanko@city.yaizu.lg.jp